

特化則の第2類物質に酸化プロピレンなど追加

～安衛法施行令等の改正が公布されています～

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 4 号。平成 23 年 1 月 14 日公布。)により、特定化学物質の第 2 類物質に「酸化プロピレン」及び「1,1-ジメチルヒドラジン」が加わりました(平成23年 4 月 1 日から)。

また、石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等を見直すことを主な内容とした「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令」(政令第4号)が、1月14日公布されました。

主な改正事項

- ① 作業環境測定、健康診断等の実施
酸化プロピレン及び1・1-ジメチルヒドラジンは特定化学物質(第2類物質)に追加されました。
- ② 名称の表示
酸化プロピレン、1・4-ジクロロ-2-ブテン、1・1-ジメチルヒドラジン及び1・3-プロパンスルトンについては、譲渡・提供時に名称等の表示が必要となりました。
- ③ 健康管理手帳の交付
無機ヒ素化合物(アルシン及びヒ化ガリウムを除く)を製造する工程において、粉碎する業務については、健康管理手帳の交付の対象となりました。
- ④ 石綿等の全面禁止(平成18年9月1日)禁止
代替が困難であった適用除外製品等について、一部について代替化が可能になったこと等から、それらの製造等が禁止となりました。

上記①～③については平成23年4月1日、④については同3月1日施行なっています。

酸化プロピレン及び1・1-ジメチルヒドラジンについて

事業者は

1. 作業環境管理及び作業管理

- ① 作業環境測定を6月以内ごとに1回行うこと。
- ② 作業環境測定結果の記録は30年間保管すること。

2. 健康診断

- ① 雇入れの際、当該作業への配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回、医師による健康診断を定期に実施。
- ② 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は、医師による診察または処置を受けさせる。
- ③ 健康診断を実施したときには、その記録は30年間保存
- ④ 特定化学物質健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出
- ⑤ 健康診断の結果を労働者に通知。

を実施することが必要です。

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

今回新たに義務付けられた規定

法令	条文	派遣	規制内容	物質名				法令	条文	派遣	規制内容	物質名							
				酸化プロピレン	1,1-ジメチルヒドランジン	1,4-ジクロロ-2-ブテン	1,3-プロパンスルトン					酸化プロピレン	1,1-ジメチルヒドランジン	1,4-ジクロロ-2-ブテン	1,3-プロパンスルトン				
安衛法	57	—	表示	○	○	○	○	36	先	作業環境の測定	実施 記録の保存	○	○						
	57の2	—	文書の交付	○	○	○	○					30年	30年						
	59	先	労働衛生教育（雇入れ時等）	○	○	○	○		36の2	先	測定結果の評価 管理濃度 (ppm)	○	○						
	88	先	計画の届出	○	○	○	○					2	0.01						
特定化学物質障害予防規則（特化則）	4	先	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式	○	○		◇	特定化学物質障害予防規則（特化則）	36の3	先	評価の結果に基づく措置	○	○					
				局排	○	○							37	先	休憩室	○	○		
				ブツェアブル	○	○										38	先	洗浄設備	○
	5	先	特定第2類物質または管理第2類物質に係る設備	密閉式	○	○	◇			38の2	先	飲食等の禁止	○	○					
				局排	○	○	◇						38の3	先	掲示	○	○	◇	◇
				ブツェアブル	○	○	◇			38の4	先	作業記録				○	○	◇	◇
	7	先	局排の性能 (ppm)	2	0.01	0.005		38の17					先	特別規定			◇		
	8	先	局排等の稼働時の要件	○	○	○				38の19	先	特別規定						◇	
	12の2	先	ぼろ等の処理	○	○		◇	39, 40					先	健康診断	雇入れ、定期	○	○		
	13~20	先	漏えいの防止（特化設備）	○	○					配転後	○	○							
	21	先	床の構造	○	○		◇	記録の保存		○	○								
	24	先	立入禁止措置	○	○		◇	41		先	健康診断結果の報告	○	○						
	25	先	容器等	○	○		◇	42		先	緊急診断	○	○						
	27	先	作業主任者の選任	○	○			43		先	呼吸用保護具	○	○						
	29~32	先	定期自主検査	○	○	○		44		先	保護衣等	○	○		◇				
								45		先	保護具の数等	○	○						
							53	先	記録の報告	○	○	◇	◇						

- ◇ 該当条文と同様の内容を特別規定（特化則第38条の17又は第38条の19）で定めていることを示す
- ※ 「派遣」の列の欄は、派遣労働者の場合に義務を負う事業者の区分を示す。「先」：派遣先事業者、「元」：派遣元事業者
- ※ 「安衛法」は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ※ 安衛法第57条（表示）及び第57条の2（文書の交付）の規定に関しては、譲渡・提供者に義務がある。

有害性・性状・用途

主な有害性	性状	用途の例
酸化プロピレン CAS No 75-56-9		
がん原性 (IARC 2B(ヒトに対して発がん性が疑われる)) 皮膚腐食性・刺激性あり (GHS区分1相当) 皮膚感作性あり (GHS区分1相当) 生殖毒性あり (GHS区分2相当)	液体 極めて気化しやすい (沸点34℃, 蒸気圧59kPa)	ポリエステル樹脂原料、ウレタンフォーム原料、塩化ビニル安定剤、界面活性剤、合成樹脂原料、顔料、医薬品の中間体、殺菌剤
1,1-ジメチルヒドランジン CAS No 57-14-7		
がん原性 (IARC 2B(ヒトに対して発がん性が疑われる)) 急性毒性 (吸入) あり (GHS区分2相当) 皮膚腐食性・刺激性あり 眼に対する重篤な損傷性・刺激性あり	液体 気化しやすい (沸点 63℃, 蒸気圧 16.4 kPa)	合成繊維・合成樹脂の安定剤、医薬品・農薬の原料、ミサイル推進薬、界面活性剤
1,4-ジクロロ-2-ブテン CAS No 764-41-0		
がん原性 (EU 2(ヒトに対して発がん性があるとみなされるべき物質)) 急性毒性 (吸入) あり (GHS区分1相当) 皮膚腐食性・刺激性あり (GHS区分1相当)	液体	クロロブレン製造の中間体
1,3-プロパンスルトン CAS No 1120-71-4		
がん原性 (IARC 2B(ヒトに対して発がん性が疑われる)) 動物実験 (ラット, 単回皮膚投与) 局所の肉腫が高率で発生	固体 容易に熔融 (融点31℃)	合成樹脂、繊維、塗料、染料、医薬品の合成中間体、電解液原料

※ 厚生労働省発行：『特定化学物質障害予防規則等が改正されました』 より

お問い合わせ先：（財）京都工場保健会 環境保健部
電話075-823-0528 <http://www.kankyosokutei.jp/>